

じん肺法	じん肺法施行規則
	の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める場所における作業 二十四 石綿をときはぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研まし、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

様式第1号（第3条関係）

非粉じん作業認定申請書				
事業の種類		事業場の名称		事業場の所在地
		(電話)		
認定 作業 申請	別表の号別区分	作業の内容	現に従事する労働者の数	過去七年間に従事した労働者の数
粉じんとなる物質の種類及び取扱量		種類	取扱量	
粉じん発生源を有する機械又は設備の種類、能力及び台数				
作業環境管理のための措置		無 有 [局所排気装置 湿潤化 密閉化 動力による換気 その他の措置 ()]		
年 月 日				
事業者 職 氏 名 印				
都道府県労働基準局長殿				

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「過去七年間に従事した労働者の数」の欄は、現に従事する労働者の数を除いた数を記入すること。
- 3 「取扱量」の欄は、日、週、月等一定期間に通常取り扱う量を記入すること。
- 4 「作業環境管理のための措置」の欄は、該当するものに○を付し、その他の措置に○を付した場合にはその具体的内容を()内に記載すること。
- 5 この申請書には、当該粉じん作業場の写真又は図面を添付すること。
- 6 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

来

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「実施したじん肺健康診断」の欄は、当該ニックス線写真等の提出に係る実施したじん肺健康診断について記入すること。

心臓病健康診断結果証明書									
氏名 			性別 生年月日 		検診作業履歴				
住所 (家世) 			職業 		事業場名及び検診作業名 (号) 年 月 日 年 月 日				
事業場 所在地 			検診作業名 (号) 年 月 日 年 月 日		事業場名 検診作業名 (号) 年 月 日 年 月 日				
検診の経過			事業場名 検診作業名 (号) 年 月 日 年 月 日		事業場名 検診作業名 (号) 年 月 日 年 月 日				
初めての心臓病有見の診断 年			事業場名 検診作業名 (号) 年 月 日 年 月 日		事業場名 検診作業名 (号) 年 月 日 年 月 日				
前2回の決定年月 年 月 日 心臓管理区分 PR F			決定年月 年 月 日 心臓管理区分 PR F		事業場名 検診作業名 (号) 年 月 日 年 月 日				
決定年月 心臓管理区分 PR F			決定年月 心臓管理区分 PR F		事業場名 検診作業名 (号) 年 月 日 年 月 日				
年 月 年 月			年 月 年 月		事業場名 検診作業名 (号) 年 月 日 年 月 日				
年 月 年 月			年 月 年 月		事業場名 検診作業名 (号) 年 月 日 年 月 日				
年 月 年 月			年 月 年 月		事業場名 検診作業名 (号) 年 月 日 年 月 日				
既往歴									
結核 患		心臓病 患		患					
胸管支炎 患		患		患					
気管支拡張症 患		患		患					
気管支腫脹 患		患		患					
肺動脈 患		患		患					
エックス線写真による検査									
		4. エックス線写真の所見 1. 小動脈の屈曲 (2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524.							

様式第4号（第16条関係）

じん肺管理区分決定通知書				番 号																															
年 月 日																																			
じん肺管理区分決定通知書 殿 都道府県労働基準局長 ㊤ 年 月 日本職あて（提出）のあったじん肺管理区分の決定に関する（提出）に基 （申請）（申請） つき、じん肺法（第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。））の 第15条第3項において準用する同法第13条第2項 第16条第3項において準用する同法第13条第2項 規定により下記のとおりじん肺管理区分を決定したので通知します。 なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して60日以内に労働大臣に対して審査請求をすることができます。 記 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">氏 名 住 所</th> <th rowspan="3">じん肺 管 理 区 分</th> <th colspan="4">備 考</th> </tr> <tr> <th colspan="3">じん肺健康診断の結果</th> <th rowspan="2">療養 の 要 否</th> </tr> <tr> <th>エックス線 写 真 の 像</th> <th>肺 機 能 の 障 害</th> <th>かかっている 合併症の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4</td> <td>PR₀ PR₁ PR₂ PR₃ PR₄(A, B) PR₄(C)</td> <td>F (－) F (＋) F (＋)</td> <td></td> <td>要 否</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4</td> <td>PR₀ PR₁ PR₂ PR₃ PR₄(A, B) PR₄(C)</td> <td>F (－) F (＋) F (＋)</td> <td></td> <td>要 否</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4</td> <td>PR₀ PR₁ PR₂ PR₃ PR₄(A, B) PR₄(C)</td> <td>F (－) F (＋) F (＋)</td> <td></td> <td>要 否</td> </tr> </tbody> </table>					氏 名 住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考				じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否	エックス線 写 真 の 像	肺 機 能 の 障 害	かかっている 合併症の名称		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (－) F (＋) F (＋)		要 否		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (－) F (＋) F (＋)		要 否		管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (－) F (＋) F (＋)		要 否
氏 名 住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考																																	
		じん肺健康診断の結果					療養 の 要 否																												
		エックス線 写 真 の 像	肺 機 能 の 障 害	かかっている 合併症の名称																															
	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (－) F (＋) F (＋)		要 否																														
	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (－) F (＋) F (＋)		要 否																														
	管理1 管理2 管理3イ 管理3ロ 管理4	PR ₀ PR ₁ PR ₂ PR ₃ PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (－) F (＋) F (＋)		要 否																														

備考「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。PR₁ エックス線写真の像が第1型である。PR₂ エックス線写真の像が第2型である。PR₃ エックス線写真の像が第3型である。PR₄(A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。PR₄(C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (－) じん肺による肺機能の障害がない。

F (＋) じん肺による肺機能の障害がある。

F (＋) じん肺による著しい肺機能障害がある。

様式第5号（第17条関係）

じん肺管理区分等通知書		
氏名		
住所		
年 月 日都道府県労働基準局長により、じん肺法（第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。））の規定に基づきじん肺管理区分が決定され 準用する同法第13条第2項 たので通知します。		
		健康管理上留意すべき事項
じん肺管理区分	管 理 1	じん肺の所見はなく、特に就業上の制限はありません。
	管 理 2	粉じんさらされる程度を少なくすることが必要です。
	管 理 3イ	粉じんさらされる程度を少なくすることが必要です。 場合によっては、粉じん作業から作業転換することが望まれます。
	管 理 3ロ	粉じん作業から作業転換することが望まれます。
	管 理 4	療養が必要です。
合併症	() にかかっている。	療養が必要です。
年 月 日 職 事業者 氏名 ㊤		

備考

1 「じん肺管理区分」の欄は、該当するじん肺管理区分を○で囲むこと。

2 「合併症」の欄は、合併症にかかっている場合に、()の中にその合併症の名称を記入すること。

様式第6号（第20条関係）

じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		郵便番号（ ） 電話（ ）
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料	
じん肺法第15条の4の規定 申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する（労働者労働者であった者）であることに相違ありません。 年 月 日 事業者 職 氏名 印		
事業場知事への届出	諾	否
年 月 日 郵便番号（ ） 申請者 住所 氏名 電話（ ） 印 都道府県労働基準局長 殿		

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には記入しないこと。

様式第7号（第35条関係）

第一面

第 号 所 属 庁	職 名 氏 名	年 月 日生
医師免許番号	じん肺診査医の証 所 属 庁 印	昭和 年 月 日発行

第二面

じん肺法（抄） （じん肺診査医の権限） 第40条 じん肺診査医は、前条第2項又は第3項の規定による職務を行うため必要があるときは、その必要の限度において、粉じん作業を行う事業場に立ち入り、労働者その他の関係者に質問し、又はエックス線写真若しくは診療録その他の物件を検査することができる。 2 前項の規定により立入検査をするじん肺診査医は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
--

第三面

【参考】 （じん肺診査医） 第39条（第1項 略） 2 中央じん肺診査医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行うものとする。 3 地方じん肺診査医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行うほか、第21条第4項の規定による指示に関する事務に参画するものとする。 （第4項及び第5項 略）
--

第四面

（余白）

（縦7.0センチメートル、横11.0センチメートル）

(坪 12 月 から)

じん肺健康管理実施状況報告										(平成 12 月まで)	
事業の種類	事業場の名称	③ 郵便番号()	③ 事業場の所在地	④ 電話番号()	④ 金労働者数 (12月末日現在)	男	女				
⑤ 粉じん作業従事労働者数 (12月末日現在)	計	別表第1節	別表第1節	別表第1節	別表第1節	別表第1節	別表第1節	別表第1節	別表第1節	別表第1節	
⑥ 本年中に実施したじん肺健康調査実施者の数	計	(1) 就業時健康診断 (法第7条)	(2) 定期健康診断 (法第8条)	(3) 定期健康診断 (法第9条)	(4) 就業時健康診断 (法第9条)	(5) 定期健康診断 (法第9条)	(6) 就業時健康診断 (法第9条)	(7) 本年中に定期健康診断を実施したじん肺健康調査実施者の数	健康調査実施者の数		
⑧ 粉じん作業従事労働者及び粉じん作業に従事したことのある労働者のじん肺管理に要する労働者の数	計	(1) 管理1 (10~14時)	(2) 管理2 (10~14時)	(3) 管理3 (10~14時)	(4) 管理4 (10~14時)	(5) 管理5 (10~14時)	(6) 管理6 (10~14時)	(7) 管理7 (10~14時)	(8) 管理8 (10~14時)	(9) 管理9 (10~14時)	
⑨ 従来管理1であった労働者で、本年中に新たに管理2、管理3又は管理4と決定されたものの数	計	⑩ 本年中に粉じん作業から他の作業へ転換した労働者の数		⑪ 過去に粉じん作業に従事したことのある労働者で、12月末日現在に他の作業に従事している労働者の数		⑫ 過去に粉じん作業に従事したことのある労働者で、12月末日現在に他の作業に従事している労働者の数		⑬ 過去に粉じん作業に従事したことのある労働者で、12月末日現在に他の作業に従事している労働者の数			
⑬ じん肺管理区分が管理2又は管理3である労働者で、じん肺健康診断回数が1回未満に達する労働者により、本年中に健康診断を受けたものの数	計	⑭ 健康診断は継続性健康診断		⑮ その他の合併症		⑯ 健康診断の名称及び所在地		⑰ 健康診断の名称及び所在地			
年 月 日 労働基準監督署長 提出 都道府県労働基準局長 殿											

- 1 川根の火事とは、日本郵船汽船8月17日、支那に3隻の「ナナメ」の貨物船を航行させること。
- 2 川根、日本郵船の支那の中心地として輸入と輸出の港。
- 3 支那の「列強」の勢力、ここには、日本郵船汽船行の支店が、支店を設立すること。
- 4 支店を設立すること。
- 5 支店に、定期郵便船を航行させ、支店を2以上あるときは、その各々について輸入すること。

[illegible]

第1条 労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正法による改正前のじん肺法（昭和35年法律第30号。以下「旧法」という。）の規定により行われたじん肺健康診断は、それぞれ改正法による改正後のじん肺法（以下「新法」という。）の相当規定により行われたじん肺健康診断とみなす。

第2条 施行日前に旧法第13条第2項（旧法第15条第3項及び第16条第2項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）の規定によりされた決定でじん肺にかかつておらず、かつ、健康管理の区分が管理1である旨の決定は、新法第13条第2項の規定によりされたじん肺管理区分が管理1である旨の決定とみなす。

2 施行日前に旧法第 13 条第 2 項の規定によりされた決定でじん肺にかかつており、かつ、健康管理の区分が管理 1、管理 2、管理 3 又は管理 4 である旨の決定は、次の表の上欄に掲げる健康管理の区分に応じ、それぞれ新法第 13 条第 2 項の規定によりされた 同表の下欄に掲げるじん肺管理区分の決定とみなす。

健康 管理 の 区 分	じん肺 管理 区 分
管理 1	管理 2
管理 2	管理 2
管理 3	管理 3 イ
管理 4	管理 4

第3条 旧法第13条第2項の規定による健康管理の区分が管理1とされた者で、前条第2項の規定によりじん肺管理区分の決定が管理2とみなされたもの（新法第8条第1項第2号に掲げる労働者に限る。）に対して、施行日以後に最初に事業者が行うべき同項の規定によるじん肺健康診断は、施行日から起算して1年を経過する日又は旧法第8条の規定により施行日の直前にじん肺健康診断を実施した日から起算して3年を経過する日のうちいずれか早い日までにに行わなければならない。

第4条 旧法第21条第1項の規定により都道府県労働基準局長がした勧告で、改正法第2条の規定の施行の際なお引き続き常時粉じん作業に従事している労働者である者に係るものは、新法第21条第1項の規定により都道府県労働基準局長がした勧奨とみなす。

この政令は、昭和53年3月31日から施行する。

じん肺診査ハンドブック

労働省安全衛生部労働衛生課編

定価 2,500 円 (送料 300 円)

1978 年 3 月 15 日 初 版

1979 年 9 月 20 日 改訂第 1 版

1987 年 10 月 20 日 改訂第 4 版

発行 中央労働災害防止協会

〒108 東京都港区芝 5 丁目 35 番 1 号 電話 03(452)6841

禁複製・転載

落丁・乱丁本はお取替いたします

ISBN 4-8059-0097-0 C 3047 定 2500 円